**平成２３年（フ）第７５６１号**
大阪市住吉区苅田７丁目12番19―215号
債務者　服部　有子（旧姓原川）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７６７９号**
大阪府大東市南津の辺町３番26号　シモジマ大阪寮102号、前住所京都市右京区西院北矢掛町26番地　モンアルク西院401
債務者　朝沼　篤実
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７７０２号**
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目34番17―501号
債務者　中薗　正剛
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７８２６号**
大阪府摂津市香露園31番６号
債務者　柏木　由美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８２３０号**
大阪市都島区毛馬町１丁目２番３号
債務者　辰巳　絹乃
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８３２２号**
大阪市此花区春日出中２丁目14番22号　第一武田マンション303号、前住所大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　久保　芳雄
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８３５３号**
大阪府吹田市千里丘上19番８号
債務者　固山守こと　李　　鐘守
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４０３号**
大阪市東住吉区鷹合３丁目10番２―403号
債務者　河合　光子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４２２号**
大阪市平野区流町３丁目17番13号　吉兆苑ハイツ102
債務者　村上　勇人
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４３７号**
大阪府枚方市樋之上町９番５―203号
債務者　渡部　栄子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４７８号**
大阪市西成区橘１丁目13番４号　ガーデンパレス301号
債務者　朴惠子こと　岡本　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４８０号**
大阪市浪速区下寺３丁目１番14―1116号
債務者　ブア有澤圭子（旧姓有澤）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４８５号**
大阪府茨木市田中町４番３号
債務者　徳田　里美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４８８号**
大阪市城東区鴫野西３丁目１番18―106号
債務者　白石　知子（旧姓段畠）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４８９号**
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番12―5008号
債務者　池田　和代
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４９２号**
大阪市港区市岡元町１丁目６番38―1103号
債務者　前田　昭代
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４９４号**
大阪府東大阪市荒本西４丁目２番25―205号木村ハイツ205号
債務者　山下　正和
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２５号**
北海道天塩郡幌延町東町22番地の５
債務者　三上　正宏
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
旭川地方裁判所稚内支部